鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令　和　8　年　9　月　16　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　82　号

令　和　8　年　9　月　16　日　　決　裁

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則（平成27年鹿屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「府令第２条第１項各号に規定する事項を記載した施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書（教育・保育施設）兼現況届（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に府令第２条第２項に規定する書類を添えて、」を「次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める申請書を」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定　施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書（別記第１号様式）

(2) 法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定　施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書（教育・保育施設）兼現況届（別記第１号の２様式）

第７条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項第２号の規定による申請をする保護者は、同号に定める申請書に府令第２条第２項に規定する書類を添えなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公募等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第10条第１項中「別記第１号様式」を「別記第１号の２様式」に改める。

別記第１号様式を次のように改める。

別記

第１号様式（第７条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
兼　利用申込書

				<1号認定>	A

鹿屋市長　様

申請日	西暦	年	月	日

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則第７条第１項第１号の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	施設番号	施設名
□ 新規申請 □ 認定区分変更（2号→1号）		

←施設番号及び施設名は裏面をご確認ください。

①申請児童

申請児童	フリガナ		障害者手帳等	□ 有	生年月日	西暦	年	月	日
	氏名								

②申請者（保護者／家計の主宰者）

住所		－	鹿屋市				
氏名		申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
				勤務先・通学先又は通園先など				
連絡先 保護者（　）		－ －	その他連絡先					
保護者（　）		－ －		□ 勤務先　□ 自宅　□ その他（　）				

（※）・支給認定を行った場合は、支給認定通知書を交付します。この通知書には、支給認定に係る事項が全て記載されます。
・支給認定証の交付を希望する場合は、申し出てください。

③世帯の状況（※上記①及び②除く）

世帯員	氏名		家計の主宰者（上記②以外の場合は○）		申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
							勤務先・通学先又は通園先など				
	氏名			□	申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
							勤務先・通学先又は通園先など				
	氏名			□	申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
							勤務先・通学先又は通園先など				
	氏名			□	申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
							勤務先・通学先又は通園先など				
	氏名			□	申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
							勤務先・通学先又は通園先など				
	氏名			□	申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
							勤務先・通学先又は通園先など				
	氏名			□	申請児童から見た続柄		生年月日	西暦	年	月	日
							勤務先・通学先又は通園先など				

1月1日現在住所	保護者（　）	認定希望年と同一年　□ 鹿屋市内　□ 市外（　）
		認定希望年の前年　□ 鹿屋市内　□ 市外（　）
	保護者（　）	認定希望年と同一年　□ 鹿屋市内　□ 市外（　）
		認定希望年の前年　□ 鹿屋市内　□ 市外（　）

生活保護適用	□ 適用有	障害者手帳等	□ 有（対象者名：　）
児童扶養手当等	・児童扶養手当	□ 適用有	
	・ひとり親医療	□ 適用有	

④施設の利用を希望する期間

希望する利用期間	西暦	年	月	日	から	□ 小学校就学前まで
						□ 西暦　年　月　日　まで

同意及び誓約事項

同意書兼誓約書

（西暦）　　年　　月　　日

鹿屋市長　様

鹿屋市

住所

保護者名

（自署の場合は押印不要）

施設を利用するに当たり、次の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。
なお、この同意書兼誓約書の記載事項に反した場合、認定を取消されても異議申立てをしません。

1　適正な保育の実施や保育料の算定等のため、市の担当者が、市の保有する小学校就学前子ども（児童）及び世帯員の住民票、税務資料、生活保護受給状況資料、児童扶養手当資料等の閲覧及び取得を行うこと。
2　入所決定後の特定教育・保育施設等における円滑な手続きのために、氏名、緊急連絡先等について市の保有する情報の閲覧及び取得を行い、市が特定教育・保育施設等に情報提供を行うこと。
3　集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、市の担当者が、教育・保育施設、医療機関、療育機関及び乳幼児健康診査、健康相談、家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報共有を行うこと。また、主治医、療育機関、保健センター等との情報共有を行うこと。
4　決定された保育料の額について、市が特定教育・保育施設等に対して提示すること。
5　特別な事由なく１か月以上登園しなかった場合、通常保育に支障を来す行為があった場合その他教育・保育の実施継続に支障を来す事由が生じた場合は、認定を取消されても異議を申し立てないこと。
6　年度当初の申請に当たり、認定事務及び利用調整事務が集中し、審査に時間を要することから、認定証の交付は、実施開始日の前月までに行われること。ただし、年度途中において申請し、又は決定した場合は、実施開始日までに交付されること。

【誓約事項】

1　世帯構成等に変更が生じた場合又は保育料決定後に確定申告や市町村民税申告等により課税額に変更が生じた場合は、速やかに市長へ届け出ること。
2　保育認定を受けている際に、保育の必要性が認められなくなった場合は、速やかに市長へ届け出ること。
3　必要書類の提出等、市や施設から対応を求められた場合は必ず期限までに行うこと。

＊施設記載欄＊

受付年月日	（西暦）　　年　　月　　日		
施設名			印
利用契約（内定）の有無	□有　【契約・内定〔　　年　　月　　日　契約（内定）〕】		
１号定員区分と保護者の申請理由	□定員内	【保護者の申請理由】	

【施設番号　施設名一覧】

<認定こども園>			
			<幼稚園>

※市記載欄

処理及び経過記入欄

別記第１号様式の次に次の１様式を加える。

第１号の２様式（第７条、第10条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
兼　利用申込書（教育・保育施設）兼　現況届

| | | |

⑤保育必要量の希望

保育必要量の希望	□ 保育標準時間（11 時間まで） □ 保育短時間　（8 時間まで）	※保育必要量は、保育を必要とする理由・状況等を認定基準に照らし合わせて決定します。 よって、希望と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑥現在の保育の利用状況等

現在の保育の状況	□ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用中	（施設名：　　）
	□ 幼稚園に入園中	（施設名：　　）
	□ 認可外保育施設等を利用中	（施設名：　　）
	□ 家庭で保育	
	□ 親族に預けている	（児童から見た続柄：　　）
	□ その他（　　）	
転園希望の有無	□ 無　□ 有　**※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用中の方のみ記載**	

⑦【新規申請・転園申請の方のみ記入】施設の利用を希望する期間及び希望する施設名

希望する利用期間	西暦					年			月			日	から	□ 小学校就学前まで									
														□ 西暦				年			月		日	まで

・施設番号及び施設名は別添をご確認ください。　**※第３希望まですべて記入する必要はありません。転園前（利用中）施設含め、記入施設のみで調整します。**

希望順位	施設番号			施設名	希望理由	見学
1					□ きょうだいが在園中のため　□通勤経路にあるため □ 自宅や職場から近いため　□施設の運営方針に共感したため □ 手伝いを頼む実家が近いため　□その他（　　）	□ 有
2					□ きょうだいが在園中のため　□通勤経路にあるため □ 自宅や職場から近いため　□施設の運営方針に共感したため □ 手伝いを頼む実家が近いため　□その他（　　）	□ 有
3					□ きょうだいが在園中のため　□通勤経路にあるため □ 自宅や職場から近いため　□施設の運営方針に共感したため □ 手伝いを頼む実家が近いため　□その他（　　）	□ 有

⑧【新規申請・転園申請の方のみ記入】利用調整について

きょうだいで同時申請する場合	利用時期	□ 申請児童全員が同時期に利用できる場合のみ入所を希望する。
		□ 利用できる児童から先に利用を希望する。
	利用先	□ 同施設を利用できる場合のみ入所を希望する。
		□ 別施設になっても利用を希望する。
いずれの希望施設にも決定しなかった場合		□ 利用できるまで待つ。（入所可能になりましたらこども政策課からご連絡します。）
		□ 希望施設以外の保育施設を希望する。（こども政策課にご相談ください。）
		□ その他の施設について利用を検討する。 **※幼稚園、認定こども園（１号）を利用しながら施設の空きを待つことはできません。**
		□ その他（　　）

⑨【新規申請・転園申請の方のみ記入】他の申込状況　※選考に影響はありません。

他の申込状況	□ なし（本申請のみ）		
	□ 幼稚園	（施設名：　　）	□ 内定　□ 未定
	□ 認可外保育施設	（施設名：　　）	□ 内定　□ 未定

※市記載欄

同意及び誓約事項

同意書兼誓約書

(西暦)　　年　　月　　日

鹿屋市長　様

鹿屋市

住所

保護者氏名

(自署の場合は押印不要)

施設を利用するに当たり、次の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。
なお、この同意書兼誓約書の記載事項に反した場合、保育の実施を解除されても異議申立てをしません。

【同意事項】

1　適正な保育の実施や保育料の算定等のため、市の担当者が、市の保有する小学校就学前子ども（児童）及び世帯員の住民票、税務資料、生活保護受給状況資料、児童扶養手当資料等の閲覧及び取得を行うこと。

2　入所決定後の特定教育・保育施設等における円滑な手続きのために、氏名、緊急連絡先等について市の保有する情報の閲覧及び取得を行い、市が特定教育・保育施設等に情報提供を行うこと。

3　集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、市の担当者が、教育・保育施設、医療機関、療育機関及び乳幼児健康診査、健康相談、家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報共有を行うこと。また、主治医、療育機関、保健センター等との情報共有を行うこと。

4　決定された保育料の額について、市が特定教育・保育施設等に対して提示すること。

5　保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、特別な事由なく１か月以上登園しなかった場合、通常保育に支障を来す行為があった場合その他教育・保育の実施継続に支障を来す事由が生じた場合は、施設の利用を解除されても異議を申し立てないこと。

6　年度当初の申請に当たり、認定事務及び利用調整事務が集中し、審査に時間を要することから、認定証の交付は、実施開始日の前月までに行われること。ただし、年度途中において申請し、又は決定した場合は、実施開始日までに交付されること。

7　３歳児以上児童において、保護者の課税情報が確認できない場合、税額が確定されるまでの間、副食費の徴収を行うこと。

【誓約事項】

1　利用申込後において、世帯構成や該当する保育の必要性の事由（勤務状況、妊娠・出産等）に変更が生じた場合又は保育料決定後に確定申告や市町村民税申告等により課税額に変更が生じた場合は、速やかに市長へ届け出ること。

2　保育認定を受けている際に、保育の必要性が認められなくなった場合は、速やかに市長へ届け出ること。

3　必要書類の提出等、市や施設から対応を求められた場合は必ず期限までに行うこと。

【施設番号　施設名一覧】

<認可保育所>	<認定こども園>		<地域型保育事業所>
<認定こども園>			<認可外保育施設(企業主導型保育施設)>

別記第７号様式を次のように改める。

第７号様式（第11条、第15条関係）

支給・給付認定変更申請書

年　　月　　日

鹿屋市長　様

受付		確認	

保護者氏名　　印
（自署の場合は押印不要）

電話番号

次のとおり、変更等を届け出ます。

	氏名（ふりがな）	生年月日	利用施設
申請児童		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

以下の該当する項目の□にレ点を付け、必要な事項を記入してください。

変更事項	変更前	変更後
□保育を必要とする事由 【児童から見た続柄】（　　）	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい □介護・看護　□災害復旧　□求職活動 □就学・職業訓練　□育児休業等 □その他（　　）	□就労（□勤務先変更　□勤務時間変更） □妊娠・出産　□疾病・障がい □介護・看護　□災害復旧　□求職活動 □就学・職業訓練　□育児休業等 □その他（　　）
□保護者氏名	（続柄：　　）	（続柄：　　）
□児童氏名		
□住所		
□世帯員 ※婚姻については、保育を必要とする事由の証明書類が必要です。	増減理由　□婚姻　□離婚　□その他（　　） 事由発生日：　　年　　月　　日	
	氏名	続柄　生年月日
□税の更正	【児童から見た続柄】（　　）	
□希望施設	第1希望：	第2希望：　第3希望：
□希望する利用期間	変更後　：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
□長期欠席 ※１か月以上	欠席期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 理由	
□その他		

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。